

認定こども園 重要事項説明書

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、保護者の皆様に確認すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人智恩福祉会
所 在 地	茨木市白川2丁目13番25号
電 話 番 号	072-637-1313
代表者氏名	理事長 城谷 星

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	認定こども園 郡山敬愛保育園
施 設 の 所 在 地	茨木市新郡山2-2-20
連 絡 先	電話番号 072-640-0202 FAX 072-640-0203
管 理 者	園長 藤林 美穂子
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする 満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども 以外の児童 12人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要と する児童 91人 <3号認定子ども> 満3歳未満で保育を必要とする児童 59人
開 設 年 月 日	27年 4月 1日

3 施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を
培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・
保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、
必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制
を構築します。

- (2) 園児との信頼関係を十分に築き，園児が自ら安心して環境にかかわり
その活動が豊かに展開されるよう環境を整え，園児と共によりよい教育
及び保育の環境を創造するよう努めます。

4 当園における施設の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1 9 1 3 . 0 4 m ²
	園庭	9 3 6 . 4 3 m ²
園舎	構造	鉄骨造
	延べ面積	9 0 7 . 9 4 m ²

5 職員の設置状況

当園では、「大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する
基準を定める条例」に定める基準に基づき，幼児教育・保育の提供に必要な
職種について，職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

※ 各職員の勤務体系により，各保育教諭の勤務日・勤務時間帯は異なります。

6 幼児教育・保育を提供する日

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに，以下のとおり
利用可能日（休園日）が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち，2号認定子ども以外の児童	土曜日，日曜日，祝祭日，及び年末年始（8月13日から8月16日・12月29日から1月4日） 3月31日
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち，保育を必要とする児童	日曜日，祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする児童	

7 幼児教育・保育の提供時間

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに，以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間 (概ね4時間程度)	9時00分～13時（※注1） 年長のみ 16：00まで

2号認定子ども 3号認定子ども	保育標準時間 (最大11時間)	7時00分～18時00分 (※注2)
	保育短時間 (最大8時間)	8時30分～16時30分 (※注3)

(※注1) 13時を超えて保育を必要とされる場合、一時預かり事業を利用することもできますので御相談ください。(別途負担が必要となります)。また、最終登園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、出来る限り9時までに登園して頂きますようお願いいたします。

(※注2) 7時00分から18時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定させていただきます)。

なお、7時00分から18時00分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(土曜日は18時30分以降の延長保育はありません。時間外保育の利用に当たっては、15分500円 別途利用者負担が必要となります)。

また、最終登園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園していただきますようお願いいたします。

(※注3) 8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、8時30分から16時30分までの範囲以外の時間帯において、やむおえない理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時30分まで及び16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、別途利用者負担が必要となります。土曜日は18時30分以降の延長保育はありません)。

また、最終登園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、出来る限り9時までに登園していただきますようお願いいたします。

8 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成30年4月1日施行、内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、幼児教育・保育を提供します。

(2) 教育・保育の内容

保育における基本的な考え方

生まれてきた子どもの心や体は、自由自在で無限の可能性を秘めています。未来の社会へ育っていく為には、環境はとても大切です。子ども達ひとり一人が生まれながらに持っている素晴らしい個性や才能を伸ばせるように私達は、人格形成の基礎となるこの時期の子ども達を 温かな愛情と豊かな環境の中で、ゆっくりじっくりと育てたいと考えています。

◎ 仏の教えに基づいた「心」を育てる保育

当園では、毎朝御仏様に合掌礼拝し、今日生かされている自分に感謝し心を落ち着け、自らを省みる生活習慣を身につけます。このような敬いの心は「ありがとう」という感謝、「ごめんなさい」という反省の心を養い、素直で明るいこどもを育てます。

◎ 押しつけではなく自分の力で気づく教育を。

子どもの教育において重要な事は、子ども自身が体験し気づく事です。教師が一方的に教えるのではなく、子どもが自主的に取り組める環境の中で悩んだり迷ったり色々な事を体験し、子ども自身が答えを導き出していくことが大切です。そうすることによって、子どもは自分の力で考え行動することを身につけ、同時に社会におけるじぶん自身の立場や責任を理解していきます。

◎ ひとり一人の成長を大切にした教育を。

園生活は子どもの為のものであり、子ども自身が楽しく充実したものでなくてはなりません。やもすれば、保護者に見せるための教育となり、個性やひとり一人の可能性を押しえつけてしまいます。当園では、子どもが自己充実できるよう60年に及ぶ研究と成果を基に、当園独自の教育指導をしています。

◎ よい教育はよい環境から。

子どもをとりまく環境は、幼児教育の大切な要素です。その第一は、毎日子どもと接する職員、保育教諭で、ひとり一人の子どもを温かく見守り、又、自らは人としての向上心を忘れず、相手を敬い、笑顔を絶やさない心豊かな人であらねばなりません。子ども達が生活する園は、清潔で明るく、心静かに落ち着いて園生活が送れるところでなくてはなりません。そうした環境を作る為、全職員が一致協力しています。

(3) 送迎

保護者による送迎。

(ベビーカー・自転車等の預かりはしていません。)

(4) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時頃	11時頃	15時頃	
1歳児	10時頃	11時頃	15時頃	
2歳児	10時頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		12時00分頃	15時頃	
5歳児		12時00分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば医師による申告書で対応させていただきます。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

教育・保育給付認定を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、月の途中で入退所する場合には、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担して頂きます。
お支払方法については、別途お知らせします

10 利用の開始に関する事項

当園は市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応ずるものとします。

1.1 利用契約の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、幼児教育・保育の提供を終了いたします。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき

(2) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1.2 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	小原医院
医 院 長 名	小原 修

所在地	大阪府茨木市下井町2-5
電話番号	072-641-3237

(2) 歯科

医療機関の名称	栴井 歯科
医院長名	栴井 今日子
所在地	茨木市新郡山2-2-31
電話番号	072-643-3222

(3) 薬剤師

名称	(有) 光薬局
薬剤師名	阪本 恵子
所在地	茨木市駅前3-6-1
電話番号	072-622-2263

1.3 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1.4 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者	園長・保育教諭
	・ご利用時間	13:00～ 18:00
第三者委員	・電話番号	072-640-0202
	F A X	072-640-0203
担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	阪口 幸人	電話番号 090-8522-1961
	末次 一美	電話番号 090-3602-2909

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1.5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
園舎の耐火構造	耐火建築物			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有
	・非常用電源	有		
	・その他、カーテン、敷物、		・建具等の防災処理	有

避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
---------	-------------------------

1.6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園においては、以下の保険に加入していただきます。

保険の種類	独立法人日本スポーツ振興センター保険
保険の内容	災害共済給付
保険金額（年額）	240 円（保護者負担・掛金は毎年見直し）

※詳しくは、別途配布する「独立法人日本スポーツ振興センター保険加入案内」を御確認ください。

1.7 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動，政治活動， 営利活動	利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
保育園に対して	保育の方針・園の方針に関する事での団体活動

本園の保育理念を十分にご理解下さり、園の保育方針に

ご協力頂ける方のみ、利用契約書に署名・捺印を頂き、

ご入園下さいますようお願い申し上げます。

別 表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

費用の種類	納付額	徴収の目的	納付時期(再引き落とし日)
保育充実金(5才)	2000円	習字・手作り絵本・衛生用品・遠足バス代など	毎月10日(25日)
〃(4才・3才)	1000円	手作り絵本・衛生用品・遠足バス代など	毎月10日(25日)
教材費	500円	持ち帰り絵本・季節の作品持ち帰り	毎月10日(25日)
主食費(3・4・5才) 副食費(3・4・5才)	1500円 4500円	幼児主食費 幼児副食費 (年収, 多子で免除の場合有)	毎月10日(25日)
寝具リース代 (5才なし)	1450円	布団リース・ 布団乾燥・布団丸洗い	毎月10日(25日)
振込手数料	33円		毎月10日(25日)

- (1) 5オクラスはスイミング代(約2,000円)を納入して頂きます。
- (2) 5オクラスの宿泊保育代は(夏)約10,000円(冬)約13,000円別途実費徴収
- (3) 入園時に 乳児(0才)630円(ファイル代、納入袋、ゴム印 他)
 (1才)630円+600円(カラー帽子)
 (2才)630円+600円+1,750円(上靴)
 幼児(3,4,5才)約35,000円(用品代・制服代)が必要です。
- (4) スポーツ保険加入費用として学年始めに240円納入して頂きます。(価格変動有)

2 時間外保育に係る利用者負担金

- (1) 保育標準時間認定に係る時間外保育料(土曜日の18時30分以降の延長保育はありません)
- ・18時30分以降の利用は、延長保育料が必要になります。(登録制2,500円/1ヶ月)
 - ・延長登録されていない方の18時30分以降の利用はその都度(500円/15分)です。
- (2) 保育短時間認定に係る時間外保育料
- ・保育短時間認定の方は17時以降の利用はその都度(500円/15分)頂きます。
- (3) 1号認定に係る時間外保育料(月極)
- ・7:00~7:30 1500円 ・7:30~8:00 1500円
 - ・8:00~9:00 2500円 ・13:00~18:00 2000円(1時間につき)
 - ・18:00~18:30 1000円 ・18:30~19:00 1500円
 - ・この時間が過ぎると15分500円の延長料金が必要になります。

3 茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項に基づき、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用の実費の支払いを受けることがある。

4 延長保育の料金は、月極2500円(2・3号)とする。

5 一時預かり保育の料金は、別紙の表とする。

